

(午前 10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただいまの出席議員は、11人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第2回真室川町議会定例会を開催いたします。

ただちに、会議を開きます。

○議長（佐藤忠吉） 日程に入る前に報告をいたします。

5月7日に鮭川村厚生産業常任委員会の視察依頼があり、建設課職員から説明をいただき、研修会を開催いたしました。建設課長には大変ご苦労さまでした。当議会からの出席者は、私と副議長、産業福祉常任委員会正・副委員長であり、議員派遣を行いましたことを報告いたします。

また、5月16日最上地方町村議会議長会開催による研修会が開発センターで開催されました。出席議員は、平野勝澄君、菅原道雄君、外山正利君、佐藤正君、名村肇君、副議長に議員派遣を行いましたので報告いたします。

次に、本定例会の初日に、報告第5号、報告第6号の報告がありました2件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であり、議決事項ではありませんのでご了承願います。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1、議案第41号 真室川町子ども・子育て会議条例の設定についての件**を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（佐藤忠吉） 2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） 子ども・子育て会議の条例を設定するということですが、この中で委員を町長が委嘱するというふうになっていますが、学識経験者、それから子ども・子育て支援に関する事業者、事業に従事する者、それから法第6条第2項に規定する保護者とありますが、こういう中で委員の選抜はどのようなふうな基準を考えているのかお答え願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 福祉課長 佐藤佐幸君。

○福祉課長（佐藤佐幸） 委員については、これから議決いただければ、まずは公募の対処をとりたいと思っております。また、議員のご質問の学識のある方、事業に従事する方、保護者等々となりますので、これについては現在地域福祉推進委員会の中に、次世代育成部会という組織がございます。その委員の中から一部選任をしたいと事務担当では考えております。本来であれば、次世代育成部会、昨年度から今年度一杯の2年間に任期になっておりますが、国のこの法

の制定に伴う子ども・子育て会議でありますので、部会の方の一部規定を改正しながら新たな形で、この子ども・子育て会議を設置しますので、委員の一部には引き続きお願いをすべきかなと考えております。現行の委員は5名でありますので、新たに加える委員も出てまいりますので、その委員は十分この子育て会議の趣旨をご理解いただける委員を選任したいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、議案第42号 真室川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） この一部を改正する条例については、これは兄弟姉妹でも良いということでこれに依存はないのですが、弔慰金の支給に関する条例をちょっと見てみますと、災害というのが、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう、とちょっと定義されております。弔慰金の支給等に関する町の条例は、それで、例えばですね、後程その弔慰金の支給の件も一般会計で出ているんですが、例えば、町内ではなくて町外で、例えば、釣りか何かに行っていた時に、異常な自然現象、高潮で例えば死亡したとか。後は、例えばこの前の東日本大震災のように、町民がそちらの方に行っていて、仮に、仮の話なのですが、被害にあって亡くなったと。そういった場合も対象になるのか。

後は、その暴風、豪雨、豪雪、洪水、その豪雪というのは例えば豪雪対策本部を町が設置した時に、その時にもし町民の方が除雪ないしその雪にかかることで死亡ないし、いろんな災害等の弔慰金等もあるそうですが、まあ、その対象になる、そういうその災害の、ちょっとまだ私も、じゃあどこだったら普通の年の雪で亡くなった時に対象になるのか。いや、そうじゃな

いこれは町が豪雪対策本部を設置した時を豪雪と見なすのか、その辺のちょっと解釈ですね、暴風、豪雨、豪雪、洪水、この辺の解釈が非常にあやふやで、例えば山菜採りかなんかに行つて、急にゲリラ豪雨ダウンとそこで雨が降ってですね、洪水で亡くなった場合も考えられる。山菜とかキノコとかですね。または、そういう想定の際にこの弔慰金の支給対象になるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） この根拠法令が国の災害弔慰金の支給等に関する法律というのがございまして、これに基づいて、要するに自然災害を対象にしているということでありまして。その自然災害の中身なのですが、これは市町村とか都道府県が独自の基準で定める災害対策本部の設置ということではございません。これから申し上げるのが基準となっております。自然災害で、これは水害でとか、風雪害とかの規定はないのですが、総枠で自然災害ということで1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害、また都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3つ以上ある場合の災害。後は、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の災害。後、災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2つ以上ある場合の災害。ちょっと分かりづらいのですが、要するにある市町村で住居が5世帯以上滅失するような災害、後は災害救助法が適用された市町村がある場合。簡単に言うと、大まかに言うとそういうことになります。後段で、一般会計の補正予算でございまして、その場合は、今般の豪雪で災害救助法が適用されました。真室川町ではございません。県内で、前も申し上げましたが尾花沢市と大石田町が災害救助法の適用を受けて、緊急に雪下ろしの経費を国費で賄ったというものです。今回は尾花沢と大石田、これが今言いましたように都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある場合の災害というようなことで、予算の方ではそのようになってございます。この法律そのものがそのようになってございます。後は、生計維持者が死亡した場合とか、その他の方が死亡した場合とか。後、貸し付けもございまして。見舞金だけではなくて、災害救助法適用とかいろいろありますけれども、住居とか家財に被害を受けた方に低金利で貸し付けをするという制度が2種類、お見舞金と貸付という制度が2つあります。これの費用については、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1と。このような配分で、災害を受けられた方に対して弔慰金を支給することになってございます。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） そうしますとですね、先ほどちょっと例に出しておいた山菜を採りに行って、急にそこにゲリラ豪雨で亡くなった方はこの対象にはならないという解釈ですよね。後は、例えば、春先非常に突風で4月の突風で屋根が飛んだりしました。もし、あの時に、万一屋根が飛んだもので亡くなった場合には、例えばこれ5世帯以上が被害を被ったとすれば、これは災

害弔慰金の対象になるということですよね。

地震、津波等はその時に凄い被害が出ているので、そこに行って被災に遭われた方の遺族についても、今回は法改正で兄弟姉妹にもくるといふそういう解釈で宜しいんですね。

それから、先ほど災害救助法が適用された大石田と尾花沢ですね、これ災害救助法が適用になった時に、どなたかからも言ったのではないかと思うのですが、なぜ真室川町は災害救助法に手を挙げたらどうなんでしょうかと。挙げたのか、挙げなかったのか。挙げたとすれば、災害救助法適用になったか。なぜそれを聞かかといひますと、もしこれが2つあるから良いわけですよ。もし一つしかなかったら、適用にならなかったわけですよ、もし亡くなっている。そういった意味からも、仮にその災害救助適用法の適用になる市町村が多ければ多いほど、例えば何かあった時に、例えば豪雪の時の弔慰金を国の方に、国が2分の1、県が4分の1くれるのであれば、やはりそれは手を挙げるべきなのではないか。そこはどうでしょう。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 前の議会でもお話をしたかと思ひますけれども、災害救助法、最大積雪云々の話は前させていただきましたけれども、県から確かにそのような通知はございました。適用は可能であるといふようなことを該当する市町村に向けてありましたが、最上郡でも課長会議がございまして、私も出席しました。県からもそのような話もございましたが、なかなか災害救助法を適用するまでのステップが余りにも長い。いろいろな申請、あるいは今回は家屋、住居だけの雪下ろしの費用を支給するといふ限定的なものでしたので、既に当町では福祉課でやっております要援護者宅の除雪に関する費用の軽減の拡大といふようなこともやっております、その申し込みも既に予約が一杯になっているような状況でございます。したがって、これを適用されたからといふ雪降ろしが直ぐに出来るものではございません。喫緊の状況がある隣家、その住居に住んでいる方の生命に喫緊の危険性が及んでいる場合といふ非常にあやふやな文言がございまして、ですからこれにつきましては、既に町が拡大をするといふことで皆さまにもPRをして、申し込みもされていたこと、後は、国費を使う場合ですが、1戸あたり13,000円程、うちの状況ではそのようになってございますけれども、これに関しては余りにも費用対効果といひますか、事後の書類作成等に膨大な時間を要すると。要するに、着工前の写真、積雪の状況の写真、後、雪下ろし中の写真、雪下ろし後の写真、後はそれに対する個人からの申請書類、及び町がそれを受け取って審査して適当と判断したと。それを且つ県に出してそれで認められた場合に限って認められるといふような説明でございましたので、これからその手段を取ったとしても、もう既に何回も申しあげますけれども、雪下ろし状況については、既に発注されている方が多くて、逆になかなか順番が回ってこないといふような状況でございましたので、これについては、当町としては他の市町村ともいろいろ相談はしたがなかなか使いづらいといふことがございましたので、その場でちょっとこれのハードルを低くして

もらえないと、市町村のレベルというか、よほどのことがないと災害救助法の申請はなかなか難しいですねと、県の方にもお願いをしてもうちょっと簡易な手続きを、条件さえクリアしていればもっと簡易な手続きで出来ないものかとその会議でも発言をしておきましたけれども、今後、状況ですね、早めにですね、今回、たまたまと言う言葉が適切かどうか分かりませんが、他の市町村が適用していたために、真室川町でもお支払いすることが出来たということからすれば、これはやっておいた方が良いのではないかというお話は当然のことだと思います。各市町村がアンバランスではちょっとまずいのではないかともございますので、各市町村、最上郡は雪に関して言えば豪雪地帯ですので、それについては今後の課長会議の中で、どのような手続きを事前にとっていくかというような情報を交換しながら検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 今回の場合、尾花沢と大石田のおかげで250万円という災害弔慰金が一般会計の補正の方にありますけれども、総務課長のお話にもありましたように、町長、やっぱり3年続きの豪雪ですので、やはりこういったことを最上郡は豪雪地帯と決まっているわけですから、尾花沢、大石田が出すよという情報を早めに掴んだら、やはりこれは2つの市町村が出さないと駄目なんですよ、1つでは。

（「1つでも良い」の声あり）

1つでも良いんですか。そうすると、やはり我々としてもいち早くそういった情報を掴んで、費用対効果もあるでしょうけれども、今年なんかすごい雪害の被害が。まあ、そこで隣家に被害を及ぼすような雪がかかって倒壊したというような事例もありますので、やはり記録的な豪雪でしたので、こういったことを、こういう制度があるのだということ、確かにいろんな費用対効果ということをあれすればそんなにと。ただ、ないに越したことはないのだから。だから、それはやはり職員の中で担当はやはり大変でしょうけれども、そういったことを進めて、やはり災害があった時にですね、幾らかでもその弔慰金がかかることで被災者は助かるわけですから。そういったことをもう少し積極的にですね、折角ある制度を活用していただければと。町長のお考えはどうでしょう。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 情報はあったわけですが、今総務課長が言われた等のいろいろ検討したところで、当町としてはやっていかないということを決めた経緯があります。今後につきましては、3年間続いて4年目もあろうかという可能性は高いわけでありまして、その時にまた検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

○議長（佐藤忠吉） これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3、議案第43号** 平成25年度（24年度繰越）社会資本整備総合交付金事業小型動力ポンプ等購入契約の締結についての件を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（佐藤忠吉） 8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 今回新しく消防用の車両が5台の契約なんですけれども、まずはじめに、この5台分については、現在の各配置している消防車の更新なんですか。それとも、新しくどこかに配置が増えたということですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） これは現状配備しているところの更新であります。ポンプ積載車2台、下村、野崎、小型動力ポンプが3台で平枝、内の沢、鏡沢、これいずれも更新でございます。

○議長（佐藤忠吉） 8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） それから、ちょっと聞きたいのですが、軽の積載車とそれから小型動力ポンプというものの違いですね。それから現在保有している台数の中で、例えば簡閲式なんかでみるとかなり軽の車が増えてきたと思うのですが、将来的にこのウエイト的には軽の方に移行するというような考えでそういうものを導入されているのか。その導入によって、例えば水コストなんか軽自動車の方がずっと、車検なんかでもコスト的には安くなると思うのですがいかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） まず、小型動力ポンプとポンプ付軽積載車の違いですけれども、要するに小型動力ポンプとそのポンプそのものでございます。それを積んだ状態がポンプ付積載車と申します。

（「自動車にポンプが付いたものか」の声あり）

はい、そうです。軽自動車と別々買って、それを軽自動車だけするというよりは合理的、経済的ということで一緒に発注しているという状況でございます。

後、自動車ポンプというのが大型のもので、ポンプ自体が既に組み込みされているのが自動車ポンプということでございます。それが積載車については、軽と普通積載があるのですが、消防団との今後の話の中でやはり日中なかなか団員がいないということ、後は、地区自体の消防団員が減少している傾向にあること、将来を見通した場合に、そのフットワーク等を考えた場合に、軽積載の方が狭い路地にも入り込めると、それで4人が乗れるわけでございますので、その方が良いのかなと考えてはございます。しかし、必ずしもそうでない場合。手引きで近くの場合は手引きで行った場合の方が早いとか、路地の方にも入り込めるとか。軽積載車からポンプを下ろしてしまうと、それを移動する車がもうないわけで、地面に置いてしまう状況になります。そういういろいろな地区地区での状況があると思いますので、これについては消防団長もその点を心配してございまして、今後の装備の更新については再検討する時期に来ているのではないかと。更新、更新ということではなくて、果たして今の配備状況が適正なのかどうか、実行性があるのかどうかということも含めて今年度早い時期に消防団幹部会の中で、事務局も入りながら、どのような装備にするのか、更新をしていくのかの話し合いというか協議をしてみたいと現在考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 勘違いしておりました。これは積載する車が2台とポンプが3台。

（「ポンプは5台」の声あり）

ああ、5台か。こっちに載るからね。この小型動力ポンプというのは車にポンプがセットされているやつ、つまり組み込まれているやつということで良いですか。

（「そのもの」の声あり）

そのもの。要するに自動車ポンプと言われるようなものの小さいやつと。小型動力ポンプというのは、要するに可搬といわれるポンプのことを言うのですか。車は2台なわけですね。ポンプは5台だということ。なるほどね。

これ、例えば、軽車両の場合は、ホイールベースから、あるいは車高なんかもありますから、冬期間うまく除雪がされていけば良いのですが、されていない時の出動なんかには、軽というのは多少何と言いますか、難しい問題もあるのではないかと思うのですが、軽車両の維持費とそれから普通車両のポンプの維持費では、当然違ってくるわけですね。将来的に軽のウェイトを増やすということはそのだけ消防コストが下がるという意味合いだと思いますが、反面そういうふうに出動する場合のハンディとか、あるいは団員の方から言うと軽車両に乗れるかと。総団員が。乗れるんだろうかという話もあるのですが、その辺の問題もクリアしているわけですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） やはり軽自動車ベースでございます。簡単にいうと4人乗りの四輪駆動

の軽トラックの荷台を加工して、そこにレール等を敷いてそこにポンプをセットして、それで4人が乗って出動します。現場に行けば、その荷台からポンプを引き出して、4人、もしくはまあ2人でも持てるんですけども最悪の場合、それを地面というか水利のある場所に設置をして、消火を行う。反面、自動車ポンプの場合は、既にセットされておりますので、水利の近い所に行くには行くんですけども延長がかなりきくと。馬力がかなりありますので、しかも2本消火ホースを出すことが出来るという違いもあります。その辺、やはり実際消火にあたっている消防団員の方の意見が第一かと思っております。事務としてはやはり維持、経費が掛からないものが良いとなるんですけども、やはり安心感もあると思うんです。全部、軽に変えた場合の不安感、やはり強力なポンプが必要な場合も当然ありますので、今のところは各分団に一つ大型の積載ということで配備をしてございます。それが適正かどうかということを含めて、まだ私共のペースで消防団の装備を更新するということはやはり出来かねますので、消防団が現場で実際に操作される方々の意見を班長を通して、分団長にまとめていただいて、幹部会議の中でどのような方針で行くのかということを受けてして行きたいと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き、質疑を求めます。質疑ありませんか。7番 五十嵐久芳君。

○7番（五十嵐久芳） ちょっとその中でですが、軽積載車、自動車ポンプ、今それぞれ相当数設置されてきました。まず、最初にその設置数、大型の自動車ポンプは、今課長の話によると分団に1台、このような話をしてくれました。軽に積載したもの、それから普通車の積載したのもあったように記憶しておりますが、普通車についても軽積載と同じような扱いをしているのかなと思っておりますが、そこら辺の区分けの台数をお知らせ願いたいと思います。それから、小型動力ポンプ、それらも。したがって、小型動力ポンプの残存数がまだ相当あると思うんです。町では積載車に今後切り替えていくというようなお話なのですが、その残数ですね。軽積載以外の小型動力ポンプ、これらを更新していくという形になっていくと思うのですが、その残数。そして、その残数の、今回は更新ということで、当然更新もしていかなければなりません。大体の年次計画で行きますと、今後の軽積載車の導入計画はどうなっているのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） すいません。もう一回あの、定義というか、定義といふとなかなか難しいのですが、自動車ポンプ、所謂北支署に配備されているものご存知かと思えます。

大型ですね。あれとほぼ同じものが2台配備されてございます。それは所謂自動車ポンプと称しております。それから、小型動力ポンプ積載車というのがございます。それはポンプを荷台に積んでいる積載車でございます。その積載車にも普通積載車と軽積載車があると。

（「普通車のトラックですね。」の声あり）

はい、そうです。

（「あれを改造して小型動力ポンプを積載しているのがある」の声あり）

(「勝手に発言してだめだ」の声あり)

もう一度申し上げますけれども、小型動力ポンプ付積載車の中には、軽自動車、軽トラックを改造したものと、普通車を改造したものがございます。これが2種類ございます。その他に、小型動力ポンプそのもの、要するに手押しの荷台と申しますか、それを装備しているものがございます。従前、普通積載車がかなり多かったのですあります。ボンネットが少し前に長いやつとか、かなり運転時に、パワーステアリングとか当時なかったもので、かなりハンドルを切るのに楽でないという話がだんだん出てきまして、しかも、そういう状況からして冬道とか、小さい道に入って行った時に回れないとかそういう状況があったので、他の市町村も同様に機能的に同じで、ポンプ自体は同じでございますので、よりフットワークの軽い軽積載に、全国的にも切り替えている傾向にあるということから、私共も過去それを軽積載車に変えてきています。先ほど申しましたように、確かに積んでいるものは同じなのですが、その普通積載には人が緊急時には乗れるわけでございます。後ろの方にも。無理すれば6人程度、どっと一気に行く場合もございますので、そのものを考えた場合に、やはり軽積載だと4人しか乗れないと。現場には後で自車で行く消防団員、まあ、全員がその場に集まれるわけでもないのですが、そういったこともあるので、やはり大きな火災があった場合には人数も必要ということで、各分団に最低1台は欲しいのではないかと話になってございまして、基本的には、先ほど申し上げましたように、活動する消防団員の考えもお聞きしながら、経費的には軽がよろしいのですが、今言ったように火災の際に人数を運べる、人数も乗れるもの、それがどの程度必要なのかということを変更して消防団と相談をしながらやって行きたいと。町では想定の中で今言った各分団に1台は普通積載、それ以外は軽積載に変えて行きたいという話はしてございますが、それは先ほど申し上げましたように再度検討するというようなことでございますので、自動車ポンプに2台に積載車26台、小型動力ポンプ26台でございますけれども、先ほど申し上げましたように、ただそれを単純に更新していくのではなくて、その配置、増減もあろうかと思えます。後は、消防団員の数、実際の状況に合わせた配備の計画を再度練り直すというつもりで今進んでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(佐藤忠吉) 7番 五十嵐久芳君。

○7番(五十嵐久芳) 装備の見直しをこれからしていくというお話ですが、今小型動力ポンプが26台あるということですね。これらもやはり団員の減少ということも考えられますが、やはり地域には必要なものになっているわけです。したがって、なるべく機動力が発揮出来るようなものが、この軽積載車にあると思うんです。メリットが。したがって、早めの更新をして行かないといけないのかなと思っているところです。そのような見直し、対応を早めにしていただきたいと思ひます。

それからもう一つはということなのですが、消防団全体の見直しということになりますので、

後の補正予算の方でお尋ねをさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 先ほど、議長の方から冒頭に報告第5号ということで報告を受けたのですが、これは繰越明許費に少し関連があるものですから、この1点と、繰越明許の関係をちょっとお伺いしたい。この件に関して。というのは…。

議長（佐藤忠吉） 大友又治議員に申し上げます。関連性がありますので発言を許可します。

○6番（大友又治） ありがとうございます。

指名競争入札で1,375万3,510円ということで、繰越明許の時に1,389万8,000円だったわけですね。ですから受け差が14万5,000円生じているわけです。それで先般の5月の臨時議会でも中央公民館の耐震改修が契約されましたが、そこでも受け差が生じているのですが、そういった受け差がですね、生じた場合の繰越明許の書類といたしますか、つまり補助金額は、県や国からの補助金額はもう確定して動かさないのなかと思うんですが、これのどういった処理を。例えば、明許費が全部で4億6,800万円ですから、仮に1%の受け差にしても486万円の受け差が生じる。そうしたものの処理はどういうふうな処理になるのか。補助金も含めてそこ1点お伺いしたい。

○議長（佐藤忠吉） 暫時休憩いたします。

（午前 10時37分）

（休 憩）

（午前 10時38分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） すみません。大変お待たせしました。事務的にですけれども、補助金についてはやはり清算実績報告書を出すこととなりますので、費用に見合った分の補助率に応じた分での補助しかいただけないというようなことで。その付与額についてですけれども、25年度で使うというようなことではなくて、更に26年度に使うという事務処理になります。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第4**、議案第44号 国土調査成果の誤りに起因する損害賠償の額の決定についての件を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(佐藤忠吉) 1番 平野勝澄君。

○1番(平野勝澄) この原因となりました昭和50年度国土調査において誤って認証したという経緯について、もう少し詳しくお知らせをいただきたいと思います。

○議長(佐藤忠吉) 町民課長 高橋秀一君。

○町民課長(高橋秀一) まず最初に、本議会初日に提案説明の際、町長がお詫びを申し上げたところでございますけれども、この事実を担当課としても重く受け止めているところであります。38年前の誤りに起因する件ではありますけれども、今日までその事実が発見できず、このような賠償案件となったことにつきまして、歴代の担当を代表することは出来ないかもしれませんが、現在の担当として深くお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

状況、経過についてももう少し詳しくということでございます。土地に関することございまして、なかなか口頭で難しい部分もありますが、足りない分は更にご質問いただければと思います。まず、差首鍋地区の大規模林道の沼田、小又間の沼田よりの所に1町歩程の山林がございます。ここにつきましては、昭和49年以前、国土調査以前に既に国有林の払い下げを受けまして、仮の名前としてイさん、ロさんとなりますが、イさん、ロさん2名の所有となっております。昭和50年に国土調査、地籍調査が入りまして、この山林を、これも仮の名前といたしますが、エさんということで誤って認証したと。既に払い下げになっていた土地について、別の所有者のものということで誤って認証をしてしまったところでもあります。このために、この山林については、本来の所有者でありますイさん、ロさん、それからエさんが重複して所有しているという状態になってしまいました。昭和63年にこの地区に更に国土調査が入りまして、ここではイさん、ロさんの土地ということでの認証がなされたところでございます。それで、エさんの所有とされた山林と本来の所有者イさん、ロさんの所有する山林は地番が異なることになってしまったものですから、その後、公図等で重複が発見されるには至りませんでした。そして、その後平成11年にエさんの相続者から今回賠償請求した佐藤さん、佐藤さんのお父様がこの山林を買い受けました。佐藤さんのお父さんが所有者となったものでございます。当時の売買の当事者から経過を聞くことはちょっと難しいというのは死亡しているということと、それからもう一人の方もご病気ということで、経過を聞くことは出来なかったのですが、立会人の方にお話を聞くことが出来たのですが、公図、公の図面を基に現地に立ち会って、特段何ら問題な

く売買がなされたとのことでございます。なお、この公図、公の図面については、エさん所有の地番のよって取寄せた公図でございます、重複ということが記載されていないものでございますので、何ら問題なく売買契約がなされたということでございます。平成22年にこの山林が佐藤さんのお父さんから佐藤さん、今回買取請求された佐藤さんの方に相続されたということでございます。今年になりまして、佐藤さんが自己の山林の状況を調べるために、森林組合の方を通じて調査したところ、この山林の所有者の重複があることが判明しました。町で調査したところ、昭和50年段階で国土調査の成果に誤りがあることで本来の所有者はイさん、ロさんであることが判明しました。それで佐藤さんには所有権がないことが判明しました。そこで、佐藤さんは町に対して国土調査の成果の誤りに起因する損害賠償として当時の売買価格相当額及び固定資産税について賠償請求を行ったということが経過でございます。

○議長（佐藤忠吉） 1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 概ねの経過は分かりましたが、今のお話だとこの賠償請求をされている佐藤さんは善意の第三者という格好になるのか、善意の第三者はおかしいか、失礼しました。経緯は分かりました。この件について、もう一つお聞きしますが、訴訟外で損害賠償を提起されたと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長 高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） この件につきましては、佐藤さんの方から相談がございまして、町としましても対処方法について検討したことでございますけれども、やはり元々の原因が町による国土調査事業の誤り、国土調査による誤りがあったということでございますので、町としても争う気持ちはございませんので、議会によりまして議決をいただきましたならば、その損害賠償金額をお支払いして、所謂示談というような形を取りたいと思っております。ですから、佐藤さんにつきましては、町と争う気持ちはないということで、損害に見合う金額をいただければ良いというようなお話になってございます。

○議長（佐藤忠吉） 1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） この件について、最後になりますが、原因、かなり以前のことでございますので責任追及までは難しいと思いますが、再発防止策について何かお考え持っておられるでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長 高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） この件を受けまして、町としましても再度そういった所有者のダブリがないかといったことにつきまして、地籍のシステムを閲覧しながら調査しました。その後、そういった事案は認められておりません。なお、町全体の地籍につきましては7万筆あるといわれておりますので、今後も再度チェックをしながら体制を強化していきたいと考えております。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。9番 佐藤一廣君。

- 9番（佐藤一廣） 過去にもこういった例があったと記憶しておりますけれども、この売買契約、固定資産税について損害賠償ということでございますけれども、面積単価ですね、単価どの程度の売買でやり取りをしたのか、それを100%賠償するのか。当時の価格と現在の価格で違うと思うのですが、その辺の考え方をお知らせ願います。
- 議長（佐藤忠吉） 町民課長 高橋秀一君。
- 町民課長（高橋秀一） この土地につきましては、おおよそ1町歩1万㎡ということになります。当時の売買価格が157万程ということになっております。議員がおっしゃられるように当時の価格は現在と比較しては高い金額であったと思われまます。実勢価格としてはもっと低い価格であろうかと思ひます。ただ、やはりその時点での損害賠償を行うのが適当と考えて、当時での価格での賠償とさせていただきますところであります。
- 議長（佐藤忠吉） 9番 佐藤一廣君。
- 9番（佐藤一廣） その説明はよく分かりますけれども、157万円というこの数字ですね。具体的に取引の証明書等々を確認しての数字だったのか。それから固定資産税、ある程度年月を経ますと、税額も変わってくると思うのですが、その辺の積算ですね、どのような根拠を持って積算したのかお知らせください。
- 議長（佐藤忠吉） 町民課長 高橋秀一君。
- 町民課長（高橋秀一） 価格につきましては、当時の契約書を見せていただきまして間違いのない数字での算定でございます。固定資産税につきましては、評価価格が12円といたしまして、ここに固定資産税相当額1.4%を掛けまして、11年分ということでの金額を算定してございます。
- 議長（佐藤忠吉） 9番 佐藤一廣君。
- 9番（佐藤一廣） 分かりました。そこでですね、防止策、同僚議員が質問しましたので、よく分かりました。ただですね、図面を見ただけでは分からないというですね、難しい問題が発生していると思うんです。お互いに隣接の境界の問題はそれぞれいろんな所で発生しております。やはりこの公図といいますか、本当に公図を中心にして測量をするわけなので、この公図が間違えれば本当に大変なことになります。ただ、この公図をですね、国土調査の時点のままにしておけば、それを見ただけでは間違いなんて分からないと思うんですよ。というわけで、今後こういった事件が発生すると思うんです。事件が。そういった場合に今回のように賠償に應じるのか。これからのことです。発生した場合に素直に賠償に應ずるのかこれを伺いたいと思ひます。
- 議長（佐藤忠吉） 町民課長 高橋秀一君。
- 町民課長（高橋秀一） このようなことがないことを祈りたいと思うのですが、やはり実際にケースバイケースという形もあろうかと思ひます。やはりその時の国土調査がどのように行われたのか、あるいは立会いがなされたのか、あるいはその時の認証の仕方がどうだったのか。そう

いったケースバイケースの場合になってこようと思いますので、ここで全部賠償に応じるかどうかということにつきましては、お答えは出来ませんが、やはりよく調査の上でとお答えしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。6番 大友又治君。

○6番（大友又治） いろんな経緯、その他については同僚議員の方からあり分かりました。ただ、1点だけ、国土調査50年でやって、エさんとしてエさんに登記をした。その面積とですね、63年に国土調査をしてイ、ロさんに確定したその面積の誤差はございますか。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長 高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 面積の誤差はなかったということでございます。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 昔のですね、国土調査の制度で、50年にやった登記、じゃあ50年の時の国土調査の測量の方法と、63年の測量の方法、現在の測量の方法、今どういうふう経過していますか。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長 高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 50年と63年の調査方法の違いということでございますが、ちょっと手元に判断資料がございませんので、後程お答えさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） たとえ同じ方法でしたとしても、この50年の時に計ったのと、63年に計った時と面積がぴったりあっているということは、実際に現地を確認していないということになると思うんです。実際に現地をですね、じゃ63年の国土調査でもう一回計り直したら必ず誤差が生じる。今の制度であれば、GPSを使ったら誤差はないかもしれません。昔のトランシットとか縄を張ってとか、平板測量とか、それだったら必ずこの千分の1であったって、1m違うわけですから、必ず誤差が生じるわけなんです。つまり誤差が生じていないということは、実際に現地を精査していないということになるかと思いますが、そこ、どうでしょう。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長 高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 当時それぞれに測量が50年、63年となされておりましてけれども、その後に数値化ということで、現在確認出来るものとしては数値が同じになってしまうということでございます。後、なぜ一致するかということは、結局同じ土地を同じように、50年で誤ったものは元々63年と同じ土地ということでございますので、50年時点で本当に現地を確認したのかと言われれば、本当にどうだったのかなという疑問はあるわけでございます。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 例えば、国土調査をやる時に、昭和50年はここまでやりました。こっちはまだしていなかったから、じゃあこっちはこっちで63年、そういうことはありますよね。ここの区

域までは50年に完了していました。そして、こっちは63年にやりました。ここに50年の国土調査、その時にエという人に間違っ、て、本来はイ、ロという人に営林署から払い下げられたもの、その時は昔の図面でしょうから、全然面積その他もですね、まあ合わせて1haにしても、その50年に国土調査をした時には、昔の払い下げた時の面積とは違っているわけですよ。違っていると思うんです。昔あった、例えばイ、ロに割り振りをされていた。イの人が例えば6反部で、こっちの人が4反部で合わせて1町歩だったと。まず仮にそれはそれでいいんですけどね。だから、ところが実際に国土調査をした時には、その6反部とちょっとやっぱりそれは、なんですか、その四十何年ですか、国有林野を払い下げてもらった時と国土調査をした時の面積に誤差が生じているとは思いますが、そして、だから本来であれば2回国調をしているのに、同じ面積が、だから本来はしなくて良いところをしたのかね、しなくていいところ、まあそれはいいんです。しなくていいところをしたんだったら、必ず差が出てくるはずですよ。必ず、昔の制度であれば。だから、それはしないで、昔のあれをそのまま使って、ポンと。その時にはイ、ロと確定はしているわけでしょう。63年にはイ、ロに確定したわけですよ。その前にはエに確定していたわけですよ。その、だから全体面積は同じで、その中でイ、ロに分割になったわけですよ。例えば2人の人にですよ。だから、私、それも、やっていけば、だからその精度を非常に、まず当時の精度というのはまず許される程度か分かりませんが、だから2回計ってぜんぜん変わらないというのがちょっと分からない。まあ、そういうものなんですか。どうなんですか。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） すみません、私当時54年あたりから勤めまして税務課にしまして、国調とかではなかったのですが、その後の電算化の経緯とかありますので、まさに40年代から始まってございます。その当時、平板だったということをお聞きしております。それから、トランシット測量に変わりました、所謂旧図面から、字限図から現場を調査して、その誤差を修正し確定させるのが国土調査でございます。旧図面から新たな成果をやった場合は、山なんかで所謂縄のびと称しまして倍になったり、面積的には、そういったことはおおうにしてあると。それは当然というようなことで、測量し直したわけでございます。平板測量の誤差と、トランシット測量の誤差は、誤差率という法的にこの範囲であれば認められますというものがございます。当時はその範囲内で全てを終了しているということでございますので、多分50年はトランシットを使っているか分かりません。63年は航空測量でやったと思います。というのは、境界境界に反射板を設置して、上空から写真をとって、座標を確定して面積計算をすると、図面化するというようなことでございます。面積に誤差がないというのは、一部重なっている部分でございます。丸々その一筆がその時、その時でございますので、50年は大きい部分、63年はその一部分、ここが重なっている状況でございますので。なんで、今誤差がないかと言いま

すと、先ほど申し上げましたように、図面の数値化、コンピュータに全て移し替える際に、全てを数値化したわけでございます。座標を全部変換しまして、したがいまして、その土地に関してはその作業を行ったがために誤差が生じないという状況でございますので、現地での誤差と所謂数値化を行って確定させた今のシステムに入っている誤差は当然あるのですが、重なった部分の誤差がないというのはそういう意味でございますので、ご理解いただければと思います。

（「間違っている間違ったやつで両方コンピュータに落としているということですね。それで合っているわけですね。」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 38年前の出来事で、内容については分かりました。この関係について、所謂一つのけじめのつけ方、責任のありよう、38年前冒頭にも議案説明で町長も謝りました。今ほど、町民課長も謝りましたけれども、例えば、井上町長の中で、例えばこの位の金額の職員の事務ミスあるいは不祥事によって出たら、こんなことでは済まないわけですよ。これはやはり組織としてこういう事案、幾ら何年前だろうが民間は当然責任というのはそれは現役の役員なり執行部なりが責任を取るというのが流れなんですよ。会社の民間でも。恐らく私は行政も責任の有りようだと私は思っているのですが、このことについて井上町長はどのように考えていますか。この責任の有りようについてですね。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 他の町村ですと、当時の町長に対して責任を裁判で闘争したという経過もあるようでありますけれども、いろいろ聞いたところによりますと、誰がどうこうというのがあまり定かではないというような状況。町長は分かるわけですけども。そういう状況で、人がやったことでありますけれども、不可抗力というようなことが当てはまるかどうか分かりませんが、いろいろな今までにも交通事故とかですね、あります。それらについても自己負担を求めてきた経過はありません。そういうようなことで、これは町で対応しなければならないものと思って提案させていただきました。

○議長（佐藤忠吉） 3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 38年前の町長が誰かは分かりませんが、38年前の町長に損害賠償を起しても、所謂損害金よりも高くなったりするわけですから、必ずしもそういうことが私は問題によってそういうふうになると思うのですが、ただ問題はですね、所謂158万9,000円何がしのこれは町民の財政から出て行くわけですから、このことについて。そして、もう一つは、昔のことだからごめんなさいということで頭を下げただけで、本当に職員の意識の高揚に繋がるんですか。私は繋がらないと思うんですね。やはり、職員にこういう問題が起きた時に、先輩の事案だけれど、こういう責任が出てくるんですよというようなことをきちんとしておくこと

が、職員の仕事の責任ある仕事が出来職場になるのではないかと思いますので、何らかの形で、きちんとした対応を考えておくべきと私は思いますけれども、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 先ほども言いましたけれども、交通事故とかいろいろあります。それをですね、職員に弁償責任までということはなかなか難しいだろうとっております。これについても、だいぶ前のことで知っている人もいないというような状況で、だけでとは思っておりませんが、故意にやったことでもありませんので、このような対応でと考えているところがあります。

○議長（佐藤忠吉） 3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 私は職員に弁償を求めるとか、そういう意味で質問をしているつもりではありません。やはり監督責任、あるいは組織としての責任、これは何らかあるんだろうと。ああるから町長も議案説明の前で謝っていると。そういうことでし、あるいは町民課長も謝っている。だからそのことが、きちんとした議会で頭を下げるということだけでなく、何らかの責任の取り方というのをきちんとしておくべきではないかというのが私の考えで、必ずしも職員に弁償とかしろと言っているわけではありません。一つのけじめのつけ方として、今のような状況の中でですね、陳謝で終わっていいのだろうかというのが私の疑問でありますので、そのことについてですね、検討していただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） すみません。職員のそういった可視とか錯誤によるいろいろな観点でございます。今、処分というお話でしたので、町長は実質的にその処分の内容を決める立場にはございませんので、私の方からお答えいたします。処分の内容については、懲戒処分とかいろいろなものがあるというのはご存知だと思います。今回の事案が懲戒ということではなくて、懲戒にいたらなくても懲戒審査処分会というようなものの中で、事例を検討して、これが過去のものであるという状況、現在はどのような管理体制になっているかというような状況を精査して、その中で、これは内部になりますので、それが妥当かと言われるれば、過去もそういうことでかえって対外的なもので示す必要があるだろうという部分については、懲戒処分をしてきた経過もございますので、今回はそこまで至らないと私は思いますが、何らかの訓告とか、そういったものの嚴重注意とかですね、そういった部分には当てはまるものではないかなと、個人的な考えでございますけれども、果たしてそれで妥当なのかどうかということとその会の中で検討して、それを町長に上申して判断をしていただくというようなことにしたいと考えてございますので、それでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 今回のこの事件については、課長が言う例で行きますと、エさんと佐藤さんの売買が起因しているわけなんですけれども、基本的には同じ土地を2人の人に払い下げた営林署の方にも責任があると思うんですよ。これ営林署の責任追及は出来ないんですか。それから、国土調査、これは国の制度ですから、ただ地方自治体がその委託を受けてやっているだけですから、国の責任ということで過失の分は出てこないんですか。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長 高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） 営林署から払い下げを受けたのは、イさん、ロさんということで、別の方でございます。そこに町として別のエさんという方を認証してダブって所有させてしまったということでございます。でございますから、営林署の方には全く過失はございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） それが理解出来ないんだよね。要するに基本的には営林署が1つの土地を2人に払い下げするなんてとんでもないことであって、当然それを見抜けなかったという一つのミスはあるんですけれども、どうしても営林署の方にも責任があると私は思うんです。勿論、エさんはそういうことを一切知らないで買ったわけですから、これは当然ながら知らないで買っているわけですから、責任のはけ口は町に持ってくるしかない。それはそうなんですけれども、基本的に私が何回も言うようなんですけれども、一つの土地を2人は払い下げするなんて、とんでもない話であって、それを見抜けなかった町の登記が悪いと。どっちも悪いと私は思うのですが。

○議長（佐藤忠吉） 町民課長 高橋秀一君。

○町民課長（高橋秀一） エさんの方には払い下げはしてございません。元々2名の方に昭和49年以前に払い下げをしておりますが、その時点では、エさんには払い下げをしたということではございません。エさんは全くその払い下げとは関係なく、町の方の国土調査の誤りでその土地をエさんの物としてしまったということが原因でございます。

（「分かりました」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(佐藤忠吉) ここで、会議を閉じ休憩いたします。会議の再開を11時30分といたします。

(午前 11時15分)

(休 憩)

(午前 11時30分)

○議長(佐藤忠吉) 休憩を閉じ、会議を再開します。

始めに、ただいまの火災に関する情報について、総務課長より報告を求めます。総務課長 新田隆治君。

○総務課長(新田隆治) 先ほど出て行きました消防車両でございますけれども、町のサイレンは鳴らなかったのですが、鮭川村石名坂で林野火災だという状態だそうです。北支署は応援のために出動しているという状況で、ちょっとその火災の規模とかについてまだ情報がございませんので、申し訳ございません。午後からでもお伝えしたいと思います。以上です。

○議長(佐藤忠吉) 引き続き、町民課長より留保のことについて報告を求めます。町民課長 高橋秀一君。

○町民課長(高橋秀一) 先ほど、大友議員の方からありました、昭和50年当時の測量方法はこの件でございます。調べましたところ、オルソホットという方式で、これを簡単に申し上げますと、基準点につきましては航空測量を行いまして、そして見えない部分については平板測量を行うという方式のようでございます。

○議長(佐藤忠吉) **日程第5、議案第45号** 平成25年度真室川町一般会計補正予算の件を議題とします。

質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長(佐藤忠吉) 3番 外山正利君。

○3番(外山正利) 9頁の委託料の旧及位中学校用地調査等委託料の関係について、質問をしたいと思います。町の方では、具体的に言った方が分かりやすいと思いますので、徳洲会の梅公園の無償貸与とか、あるいは民間の事業であっても、所謂町おこしに繋がるような事業、そういったことの町の財産を譲渡する一つの考え方を聞いておきたいということと、それから、庄司製材というような話なわけでありましてけれども、昨日も知事が行ったが、及位地区の区長さんはもう及位地区の跡地利用について、知事がいるところで話をしているようでございまして、意外と、総務課長からは全協でしたか、その前に説明を受けているわけでありましてけれども、所謂公共事業、社会通念上、分かりやすく言うと、「売ってください」と言った方の立場

と、「買いたい」このあれは民間ではありますよね。宅地を買いたい時は買いたいと、ただ地主が売ってくださいという価格がかなり違ってきますけれども、そういう一つの観点があるのか。それから先ほど言ったように、公共性があるものについては無償貸与しているわけですが、例え民間でも、先ほどと繰り返すようではありますが、町おこしに繋がるものだとすれば、同じ公共事業、そういう差をつけなくても、同じ無償貸与でも良いのではないかと感じますけれども。ただ、私の分からないところは庄司製材の譲渡先の事業内容がですね、どの程度のものなのか。ただの貯木場だけなのかですね。聞くところによると、木材のあれを燃やしてというような構想などもあるように聞いているんですけれども、この3つについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 所謂、財産処分でございますけれども、梅香苑さんには無償対応でございます。というのは、公共的団体というようなことで法人でございますので、無償ということで対応をさせていただきます。一方、この部分、今回のこの旧及位中の跡地利用でございますけれども、まさに民間株式会社が売ってくれ、買ってくれとどちらが後先ということではなく、たまたま、たまたまと申しますか、庄司製材さんが業務を拡張したいという部分、町としても廃校利用したいということが一致しているということから、それが一致して話を進めましょうということになったということでございます。やはり今のところ行政財産でございますので、これを普通財産としてその後譲渡の場合、これは無償譲渡と譲渡と、貸付にあっても有償貸付、無料貸付というものがございます。いろいろ制限、誓約等がございます。有償であった場合、基金を積み立てしなければならない。国庫補助の残でございますね、それを基金として積み立てなくてはならないという制約がございます。一方、無償の場合であれば、譲渡、貸付に係わらず、これは状況に応じて議会の議決が必要な場合、必要でない場合もございまして、その手続きが可能であるということでございます。建物の国庫補助が残っておりますので、言ってみれば校舎、体育館等が残っているわけでございます。いろいろなお話の中で、相手方からは、買いたいということでございます。基本的にはグラウンドでございますが、グラウンドを新しい生産ラインを建てると、それと貯木もすると、且つ体育館の方に製材をしたパークという皮とか切りくずをいったん保存をして、それをボイラーで焼却すると。今もやっておりますけれども、そのようなことに使いたいというようなことの申し出があったわけでございます。課とからしても、私共の方からは特に校舎等についてもどうするというようなことも決まっておりますので、今現状としては基本的にはグラウンドについては有償で譲渡をしたいと。まあ、買いたいという申し出がございました。無償でというお話ではございませんで、買取りたいという内容でございます。校舎利用については、いろいろ今農林業、6次産業化等もございまして、その中でいろいろと社長からの提案としては、ボイラーの廃熱を利用している

んなもの出来ないのかとか、農業に資することも可能だろうと。その実施主体というのはこれから模索するわけでございますけれども、いろいろなアイデアの中で、検討してまいりたいと考えているところでございます。今、やはり急いでいるのは、やはりグラウンド部分に建てるという。今年度から稼働させたいというような意向もございますので、当面そのグラウンドと体育館については急ぎたいということでございます。今議会、6月定例会にはその今ここで委託料等が上げてございますので、その後お話、協議の中で整えば、その方向性について再度臨時会等を招集させていただいて議決する必要があるとすればそのようにお願いする方向でございましてよろしくお願ひしたいと思います。

後、一方ドクターヘリの駐機場でございますけれども、ヘリポートでございますけれども、よろしいですか。以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） 3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 廃材を燃やしてボイラーをとというような構想は私も聞いたのですが、そういうことが先にあるとすれば、今公共財産といっても、持っていて非常に負担になる場合があるわけですね、もう無償でも良いから持って行ってくれというような自治体も結構あるわけです。そして、確かに売ってくれというようなことだから、このような作業の進め方をしているのだと思いますけれども、委託料にしても、例えば、今私はボイラーを燃やして、例えば蒸気を利用して野菜栽培をする、そういうようなことをすれば当然そこに雇用が生まれてくるわけですね。だとすれば、私はそういう雇用が町の中で生まれてくるとするならば、そういう誓約はもらわなければならないのですが、あるいは民間事業ですから、資本金のこともあるから時間がかかるのでとりあえずボイラーまでと言っていることもあるのだらうと思います。ですから、この委託料を見ただけでも500万円掛かっているわけですね。例えば、そういうような野菜、民間の方に対して別の方の補助金をもらってやるという方法もあるのかもしれませんが、所謂無償貸与をして、雇用創出するような事業をやっていただくというようなことだつて、私は良いのではないかという感じがするんですよ。特に、企業誘致といってもなかなか当町にくる余地はないわけですので、やはり地元の企業がそういった事業拡大の中で、事業拡大の範囲まで行っているか分かりませんが、そういうボイラーを設置したいということだとすれば、当然その蒸気を利用するということまで頭の中にはあると私は思うんです。そういったところに、行政の所謂こういった委託料が500万円掛かる、もっと最後まですればもっと掛かるんだと思いますけれども、無償貸与した方が、貸与してそちらの方に助成金をやって、6次産業に結び付くような方向に持っていった方が私は良いのではないかと思うのですが、そのことについて、考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） まず委託料でございますけれども、ここに2つありますが500万円ではなく

て、総務管理費と徴税費でございますので、263万2,000円ということでございます。土地については買いたいという申し出でございますので、それは会社の方針ということでございますから、その為の土地鑑定評価ということも含まれてございます。この中には、単純に測量だけではなくて、土地鑑定評価が必要であろうと。固定資産税を課する場合の評価額はあまり参考にならないと、ならないというわけではないけれども、その分と実際にプロの鑑定評価を入れた場合に対外的にも妥当なものの売買が必要だろうと考えたわけでございます。

後、測量はやはりお売りするわけですから、先ほどの件ではございませんが、やはり境界を確定したもので買っていただくというのが筋でございますから、再度、境界のあやふやという部分があってはまずいと思いましたので、これについては改めてすると。

後は、その方針でございます。とりあえずグラウンドを分筆してという話もございますので、そのための測量経費と。二段回になるか、これは今後の詰めでございます。早急に詰めなくてはならないのですが、そういった方向も考えられるということでございます。建物はですね、土地はお売りすると、で、建物は議員がおっしゃるように将来的に雇用創出も含むということであれば、お売りしても後に固定資産税がかかってくるわけでありまして。あれの鉄筋コンクリートの固定資産税に想定した場合ということで県の方にもお願いはしているのですが、たぶんそちらの可能性は薄いのではないかと思いますので、無償譲渡ということも視野に入れます。最初からそういう方向ではないのですが、相対的に今後のこと、相手方との協議の上で、有償にするのか無償にするのかということを決定的にまいりたいと考えてございます。いずれにしても、今後の廃熱利用にしてもまだグレーと申しますか、さっきも申しましたように、誰がやるのか。庄司製材さんがやるということでもないような感じでもございます。この辺は県とも、いろいろな補助金とかいろいろな先進地等もございましてと思っておりますので、その辺の方向性を検討しながら、第三者を募るのかということも含めて検討して行きたいと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 3番 外山正利君。

○3番（外山正利） 製材所での廃材を燃やしてのボイラーで野菜を作ったり、果物を作ったりは実例があるんですね。当町も昨日の一般質問の中で6次産業化に取り組んでいくというようなわけですので、私は絶好のチャンスなのかなと思っております。この事については、ただ、まだ不確定要素が相当多いという総務課長の話でありますけれども、やはりこういったものについては、例え売ってくれといったから売ることだけではなくて、町の総合的な考え方の中で柔軟な対応をしていくということも私は必要なのではないかと。それが所謂、林業についてはそんなに、そんなに儲かる、儲かるというと怒られますけれども、利益の少ない事業でありますから、それからうちの基幹産業になっているわけでありまして、そういう所にはある程度こういった新しい事業を模索している所には、やはり手厚くやっても良いのではないかと。いう感じが私はするものですから、質問したところでございます。いずれにしても、6次産業化

にある意味では一つの大きなポイントにも考えられるのかなと私なりに考えていたので、是非民間の事業といえども、公共性の事業だけが、というようなことの境は私はあまり今ないのではないかと。要は町おこしをどうするかと。公共事業も含めて、民間も含めてどうするかということですので、トータル的な考え方で行く必要が私はあるのではないかと思いますので、是非こういうことも含めてご検討をしていただきたいということで質問を終わります。

○議長（佐藤忠吉） 外山君に申し上げます。ただいまの質問に対しての答弁は必要ですか。

○3番 外山正利君 必要ではありません。分かりました。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。10番 佐藤勝徳君。

○10番（佐藤勝徳） 私からも質問をさせていただきます。先ほど前段で同僚議員から固有名が出ましたので、私も固有名を出して質問をさせていただきます。この度、庄司製材さんからお売りいただきたく、お譲りいただきたくということで、この測量の委託料が出ているようですが、私もまったく前段の同僚議員と同じような意見なのかもしれません。今、本当に町に企業が、所謂会社が無くなるというような状況の中で、庄司製材さんが事業を拡大したいと。そして、もう少し人数も多く雇って事業をしたいというような考えの基で、こういったことになったとお聞きしております。そして、またお話によりますと、他町村でも是非うちの町に来てもらったらどうかというような町村もあると聞きました。そういうことからしますと、先ほど前段で同僚議員がおっしゃったように、企業を誘致するというような感覚で、この庄司製材さんのこの今やろうとしている事業拡大を町として応援出来ないものかと、そういうことをまず一つお尋ねをしたいと思います。是非、企業誘致をした場合、いろんな町の措置がありますね。例えば、固定資産税を3年間無償にするとか、いろんな方法があるかと思います。そういうことを考えながら、もう少し町でも他にこの企業を、庄司製材さんを他の町に行かないように、手厚い考えを持って対処するべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 先ほども言われましたけれども、条件的にというようなことで、貸与、賃貸というような話もしたのですが、人が変わると後で建物がどうこうと言われるのが困るという強い意向で、売っていただきたいということがありました。それに対して対応してきているということでもありますけれども、また、今言われた内容につきましても、県、総合支庁の皆さんとも十分話し合いをしながら、進めてきているところであります。後は、公平性というようなことで、後々問題にならないようにというようなことを含めてやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 10番 佐藤勝徳君。

○10番（佐藤勝徳） 是非ですね、町としてこの会社をこの町から出さないためのいろんな手立てを考えながら、前向きに良い方法で是非ご検討をお願いしたいと。そして、今町長からお話が

りましたから言いますが、県ともいろいろ相談しながら、県の方でもいろいろ動いているよう
であります。今後のこともございますので、そういうことも含めて、町としてももう少しいろい
ろ、何て言いますか、前向きという少しあれかもしれませんが、余り売るんだという気持ち
ではなくて、この会社をここに残すんだというような気持ちで少し手厚く対応していただき
たいと思います。そして、将来的に上の方で熱源を利用して何かをしたいというような話もある
ようですので、そういったことも含めて、やはりあそこの跡地利用と言いますか、及位中学校
の旧及位中学校の跡地利用を町としても良いチャンスだと思いますので、是非良い方向で、良
い相談をお互いに、是非庄司製材さんと、あるいは県と良い知恵を出し合いながら、良い方向
で進んでいただきたいと思います。これについては答弁はおりません。是非、お願いしたいと
思います。

○議長（佐藤忠吉） ここで、会議を閉じ休憩いたします。会議の再開を午後1時とします。

（午前 11時51分）

（休 憩）

（午後 01時00分）

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 先ほどの火災の件について報告いたします。11時6分に鮭川村の石名坂、
具体的には石名坂の部落の中の野々村に登っていく道路がございます。その登りきった付近で
ごみを燃やしていたらしく、それが飛び火したということで100㎡ほどを燃やして、だいたい
40分後に鎮火したということでした。

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 及位中学校の跡地利用の件でお伺いしたい部分が幾つかございます。

○議長（佐藤忠吉） 予算書の何頁の項目を言って、それから質問をしてください。

○1番（平野勝澄） 失礼いたしました。議案書におけます8頁、9頁第2款の2の財産管理費の部
分にあたりますが、委託料というようなことが出ております。この委託料ということで、実施
をした場合にあくまでも、何と云うか、前段階の調査段階でのものということになるのか、そ
れともこれを進めるということは、もうこの庄司製材さんへの売却というのがもうスタートす
ると受け止めなければならないのかについてひとつお伺いします。

それから、この件に関して、以前に総務課長から説明があった時に、地元の方々への説明会
を予定していたとお伺いしました。こうした町の財産の処分、特に地域の方々、あるいは中学
校ですから卒業された多くの皆さんにとって、長年親しんだ、学びやが無くなってしまふとい

うことはですね、仮にそれが町の財政にとって、あるいは今後の町の発展にとって重要なことであっても、何らかのわだかまりが残る可能性も考えられるのではないかと。そのあたり十分な説明をして納得していただいているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

続きまして、第7款の3交流施設管理費、梅里苑修繕料この点についてお伺いをします。これは、豪雪等による破損だというふうにお聞きしましたけれども、これはあくまでも損壊箇所を修繕するだけであって、例えば、今後同様の豪雪の場合の対策とか、そういったことを何か考えているのかどうか。以上、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 私の方から、委託料の内訳ですけれども、先ほども申し上げたように土地の鑑定評価委託料と用地測量、グラウンドが1筆で丸々になるのか、グラウンドを優先してやるのか。これはこの次の話し合いの状況になりますけれども、譲渡する際の前段の作業というようなことをご理解をいただいて、その方向で進むつもりで予算を計上してございます。これが議決いただければ着手して、早急に庄司製材さんと話を詰めて行きたいと考えてございます。後、その地元との話し合いの内容については、教育委員会の方で行っておりますので、教育課長の方から答弁いたします。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長（八鍬重一） 2点目の地元に対する説明というご質問ですけれども、4月に庄司製材さんの方からそのような申し出がありました。それを受けて、まず庄司製材さんの計画の内容と、町として総務課長から答弁があったような売却というような方向を見据えながら、地元の皆さまに5月27日ですけれども、大滝公民館にて開催をさせていただきました。対象につきましては、25年3月に閉校をしたという経過があり、その当時、今後の校舎の跡利用について地元の皆さんと相談をしながらというふうに申し上げてきた経過があるというようなことで、対象につきましては、及位中学校学区内の区長さん方、それから大滝、鏡沢、八敷代の地域住民の皆さまを対象にしてご案内をさしあげました。そうしたところ、25名の方からお集まりをいただきまして、説明会に至った経過であります。4月に旧及位中学校を利用したいというお話があって、町としてはその計画の内容が地域の活性化なり、雇用の拡大に繋がるという内容ということなので、所有権について庄司製材さんと協議を進めて行きたいと。については、地元の皆さんにも是非理解をお願いしたいというような立場で、計画の詳細、内容について説明を申し上げてきたところであります。参加した皆さんからは、地元の企業でもあり、是非積極的に事業展開することについて賛同するというようなことで、多数決というようなことでは当然ないわけですが、そういった賛同を示す意見がほとんどでありました。ただ、要望として1点程ありまして、長年校舎として活用してきた記念と言いますか、石碑があります。その石碑について保存、あるいは現状物でなければ、物なものを敷地あるいは敷地の中に確保しながら、残して

おいてください。残して欲しいというような要望がありました。その点につきまして、庄司製材さんにお話をしたところ、その石碑については、話が進んだとして、権利移転が進んだとしても現状のままです意向だというような確認がされているところであります。というような説明会をさせていただいているところでありますので、地元の皆さんの合意と言いますか、理解は得られたものと理解しているところであります。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 梅里苑修繕料についてのお尋ねでございます。梅里苑の屋根の修繕と梅里苑周辺にございます遊具の修繕、2事業を合わせての補正予算要求でございます。まず始めに、遊具の方でございますけれども、今後同様の豪雪の場合の対策はというご質問でございますが、遊具は全面撤去、改修ということではございませんで、一部改修ということになります。したがって、既存の、残る材料、木材を使っているわけですが、それらとの整合性を図るということ、あるいは周辺環境とのマッチということ考えた場合、木造が望ましいというようなことで、既存品と同様の木材を使って、現状回復を目指して行くという考えでございます。それから、宿泊棟にしましては、宿泊棟玄関先の瓦棒葺、屋根ですね、および切妻屋根の谷の方に今雪が溜まって、今回の被害になったと。接合部分ですね。たる木と木材の部分まで破損しているわけですが、そんな状況の中で、今後、現在楯長尺の屋根になってございますが、これを横長尺にして自然落雪しやすくするというので、専門家からもいろいろ見ていただいているのですが、通常の冬の気温、雪質であれば自然落下するであろうという意見をいただきながら、そのような判断に至って施行したいと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 1番 平野勝澄君。

○1番（平野勝澄） 教育課長に確認をもう一度させていただきたいのですが、ほとんどが賛成意見で、要望として一つの要望が出ていると。反対意見という明確なものがなかったと理解して良かったか、ここが1点と、それから、私同窓会的なものが存在するかどうか承知しておりませんが、直近の方々も含めまして、もしそういった組織があるのであれば、そこでも是非説明を行うべきではないかと考えますが、ご計画でございますでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長（八鍬重一） 反対意見がなかったのかということですが、反対意見、あるいは消極的な意見は出されませんでしたと理解しております。2点目の同窓会的な組織というようなお話ですが、及位中学校に学校を支援する組織がありまして、その組織の役員の方々が区長さんを兼ねていらっしゃる方が非常に多いので、説明についてはこの度の地元の皆さんを対象にしての説明会ということをもって終了と考えているところであります。

（「以上で終わります。」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。6番 大友又治君。

○6番（大友又治） 及位中学校の件で、同僚議員からも出て、反対意見はなかったということで、私も活性化のために、また廃校利用のために進めて…。

○議長（佐藤忠吉） 大友議員に申し上げます。何頁の項目かをおっしゃって質問をしてください。

○6番（大友又治） 9頁の財産管理費の及位中学校用地調査等委託料と町有地分筆登記委託料の官憲でございます。

その中で、まず一つは先ほどの同僚議員の答弁の中で、無償譲渡の視野もという答弁がございました。町長からは公平性ということで、先方から強い意志で売っていただきたいということで、譲渡、有償ということで、まだちょっとその辺が皆さんいろんな考え方があるかと思うんですが、ただ一つ私はこの中で、町の産業振興条例というのがございますよね。その産業振興条例の中で、いろんな用地取得の奨励金とか創業奨励金、雇用奨励金、厚生施設奨励金、その他奨励金という制度があります。このもののこれは恐らく町有の施設を買うのではなくて、その土地をですね、企業が買ってそこに新設等をした時に、その敷造成費を含めた30%、あるいは1,000万円のいずれか少ない方をというのが変わりましたよね、この前の3月ですか。前の5%から30%、それでこの産業振興条例を見ると変わっているのですが、一番ぱっと見やすい町の産業振興条例をごらんくださいとこれをぱっと取りますと、5%のまま変わっていないんですよ。これ恐らくホームページで見た時に、産業振興条例をごらんくださいと言った時に、ぱっと見た時には恐らくこの条例を見るよりも、こっちを先に見ると思うんですよ。そのものがこれ5%になっているんですよ。これ早急に直していただきたい。まあ、これはそういうことではなく、そういうこともありました。それでですね、その30%、今回の場合ですね、グラウンドの評価が幾らくらいするのか、そして、どのくらい分筆をして、どのくらい庄司製材さんとの間で契約を交わすのか。そのためのやつなんです、そのですね、金額が仮に確定した場合に、この産業振興条例のその30%というのはどういう位置付けになるのか、それがまず1点ですね。

それから、勿論操業奨励、雇用奨励、それから厚生施設の整備奨励、これ庄司製材さんが対象の事業者になっていることが前提、これはなっていると思うんです。それがその中で用地取得奨励金という位置付けを町でどう考えているのか。つまり町が、例えばですね、例えばここが2反部あったと。それを例えば1千万円なら1千万円だと仮にした時に、それは1千万円で決まりました。その内の30%は産業振興条例で助成しますという形をするのが、それともそういうものを加味して、30%を抜いたものをするのか。その産業振興条例の用地取得奨励金の捉え方、それが1点ですね。

それから、地元の企業の折角、今まだ大滝小学校もあります。そして、それもまだ使っていない。だから、出来るだけ使えるのであればということで、基本残って新築してくれるのであればこれは有り難いことですので、そこで、次にですね、便宜の供与という項目があるんです

よね、産業振興条例の中に。その中に、用地、資金の斡旋、町有財産の貸与、まあ、これは町有財産の貸与には当てはまらないかもしれませんが、それから正規道路の用排水工事等に関する協力とか、その他町長が必要と見込める事項というものがあるんです。これは、奨励招致の中にもありますので、やはりこのその他町長が認めるというところを最大限に生かしてやっていただければと。そうすると、先ほど町長が言いました公平性もこの条例に則って、そういう奨励処置をするのであれば公平性も保てるんじゃないかということ。その辺の解釈のところですね。

それから、後はですね、ここはですねドクターヘリのランデブーポイント、冬期間のランデブーポイントの4つの中の一つに、前はですね、ここを25m四方と聞いたんですが、今は30m四方だそうですね、そこを将来的に廃校になったらそこをランデブーポイントとして整備したいというようなことがあったんです。もしこの話が、契約が成立した場合に、ランデブーポイントはここから無くなると思うのですが、そうした時にランデブーポイントのつまり今4箇所あるんですね、1箇所なくなるわけですね。今日の新聞あたりでも秋田のドクターヘリとの連携と吉村知事が昨日いらして言ってましたね。やっぱり、ドクターヘリはランデブーポイントがないとですね、折角そういうのが就航したって何も恩恵が被れない。ましてや及位地区からは、例えば真室川には防災センターがあります。そうすると北部には何もなくなっちゃうわけですね。そうしたランデブーポイントの代替をどのように考えているのか。

それから、これは学校の校舎の方は追々になっているわけですね。その校舎も。それから及中も、それから大滝小学校も今避難所になっていると思うのですが、そういったその契約をしてグラウンドを壊した時にその校舎はまだあれしていないので、校舎は避難所にそのまま継続するかと、そういう避難所が将来的に減っていく。もちろん、グラウンドも含めてですねその避難所というのは。そうした時に、どういった手立てを。じゃ、こっちは駄目だから、大滝小学校の方を避難所拡充すると。今、救援物資が山積みになっている状態になっているやつを整備するとか、こっちをこうした場合に、じゃ次はこういうことをするんだという計画、その辺のところをまず1点目お聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 総務課長 新田隆治君。

○総務課長（新田隆治） 用地、建物等を含めて、ちょっと町長とニュアンスが違うのではないかといいことですが、それは同じでございます。土地については申し出がございましたので、有償でお譲りすると、無償というのはその建物等もでございますので、例えば建物も有償、無償という考えもございましてということでのことでございますので、土地は売却、建物については庄司製材さんと今後のいろいろなもののお話の中で、例えば有償でも欲しいのだというような話になるのか、いや無償でというような申し出があればそれも両方を検討するというようなことでもございますので、ご理解をいただきたいと思います。土地だけの有償ということで、それに向

けての今回の予算を計上したものでございます。

後、産業振興条例のものでございます。これ、早急に条例の方直しておきますので、宜しくお願ひします。

この条例で言うところの、どこで土地を求めたものに対してという記述はされてございませんので、相手が町であろうと、民間であろうとこの30%は同じように適用させていただくということでございます。

後、便宜供与の分、最大限に私共もいろいろ議員の方々からも今回ご意見がありますので、町としても雇用の場の創出、また将来的に品目は同じになるか分かりませんが、新分野での新しい製品の開発、製造というようなことになろうかと思ひますので、その分については最大限の便宜を図ってまいりたいと。この中には、将来的に目途が立った段階で校舎を無償で貸与するとか、こういった便宜供与もその条例の中に記述されておりますので、これも利用してまいりたいと考えてございます。

後、ランデブーポイントでございます。確かに、及位中学校をランデブーポイントということで指定をして整備しようとしていたところでございますが、元々この及位中学校グラウンドのランデブーポイントと申しますのは、釜淵地区、人口が比較的密集しているところの釜淵地区に元々私共は設定をしたかったということで、何箇所かは候補地としては、前にいろいろお話ししましたが、三十数か所候補地としてあげて、その中で広域消防及び県危機管理課と実際に運航する方、会社と申しますか委託先が現地を視察して、回りの建物の建設状況ですとか、J R、河川、林、障害になるものあり有無ですね、それらを検討したところ、釜淵地区は残念ながら丸的ではないと、冬も通じてですね、やるとした場合。ということがあったものですから、やむなく及位中学校のグラウンドを活用しようというふうなことでお話を申し上げたところでございます。それで、こういう状況になりましたので、元に戻りまして、元々私達が欲しいというところの釜淵地区をですね、民地も視野に入れて検討する必要がでてきておりますので、早急にこれにつきましては、現地をもう一度じっくり視察しながら、検証しながら、県の方とも相談をして早急に設定し直したいと考えてございます。

後、避難所としての取り扱い、正にその通りでございますが、例えば大滝小学校は確かに物資の置場の一番大きい所となっておりますけれども、まだまだスペースがございます。尚且つ、今それ以外に利用されてございませんので、やはりその老朽化と言いますか、使用しないというような面でいっぱいヘクサンボが固まっていたりと、そういうことになりますので、避難所とかいろいろな、また避難訓練で使っていただくとかでいうことで、及位中学校については議員がおっしゃられる通り校舎の目途が立つまで当面すると。やった段階では、これは地元にも十分周知しながらでございますけれども、例えば大滝小学校であれば大滝小学校に変更すると、またそこまでのルート、避難のルートの設定ということでの検討をしなければならない

と考えてございますので、これらも防災計画はその都度変更は可能でございますので、現実に応じた内容ということで随時変更してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） ランデブーポイントについては、本来は釜淵の方であればと考えていたけれども、それである30m、30m四方が仮にあってもですね、その回りに民家があったり、林があったりするとそれは30m四方というのは、あくまでも舗装する場所であって、その回りに障害物がぜんぜんないにこしたことはないんですね。その中で、これはそれらは総務課で決めることではない、消防なり、上から見てこれくらいへりが降りやすい場所であって、しかも常に除雪が行き届かなくてはいけないわけですから、そうした時に、小学校のグラウンドのような広い中の一角に30m、30mあると、そういうことを求めているんですね。30m、30mが回りにいっぱいあっても良いということではないということですね、それは分かりました。

後ですね、この及位中学校の閉校の機に、こしき寮というのがありますよね、学校の脇にですね。こしき寮の利用について、今回の庄司製材さんとの契約の中でですね、地区民の方達とか区長さん達から、こしき寮の利用についての何か要望的なものとか、何かお話はなかったですか。例えば、地区で公民館のような形で使いたいとか。まあ、勿体ないわけですよ。確かに、大滝の公民館もあるわけですが、老朽化しているし、二階作りなものですからやはりその高齢者がなかなか上まで上がって、2階が主に座敷になっているようなんですよ。ですから、なにか会議をしようとする、2階でしなければならぬということ、非常に高齢の方々が大変だという話をちらっと聞いたことがあるんですよ。そういった中で、この前の会議の中でですね、こしき寮を公民館のような形でというふうな話は出なかったでしょうか。

○議長（佐藤忠吉） 教育課長 八鍬重一君。

○教育課長（八鍬重一） ただいまのこしき寮という名前の寄宿舎ですけれども、説明会の間ではその要望についての話は出ませんでした。というのは、その説明会の前に、地元の区長さんのお話によりましてけれども、今議員がおっしゃったような趣旨、目的で下調べといたしますが、調査、見学をしたんですけども、スペース、間取りからすると公民館的な利用としては厳しいようだという結論があって、説明会の際にも要望としては出てこなかったようであります。

○議長（佐藤忠吉） 6番 大友又治君。

○6番（大友又治） その時は要望が出なかったということですから、また、今後いろんな要望があるかと思えます。まざりやがこれから差首鍋のあそこがうまくいってくると、大滝小学校の跡地利用についても、いろんな集落の方達と意見を交換しながら、友好的な方向で進んで行っていただければと思います。

次は、页数7頁とそれから9頁ですね、7頁の農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金、県が3分の1、町が6分の1ですね。戦略的園芸産地拡大支援事業費補助金、県が12分

の5で、町が12分の1ということで、次に9頁の方に合計の金額が出ております。農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金の内訳をこの前説明を受けたところによりますと、農家民宿開設リフォームとそれから真室川町農協の色彩選別機というふうに伺ったのですが、私、最後の質問になりますので、それで、このリフォームのですね、産業プロジェクト支援事業費の補助金が、リフォームが幾らで、それから真室川農協が幾ら、これ補助金ベースで結構です。事業費はその倍にすれば良いわけですから、それがまず、それを聞いてですね、それから、農家民宿の開設リフォーム、これは恐らく森の家の甚五右エ門芋さんの所のリフォームだと思うのですが、これは6次産業化の先駆けになってくれれば良いと思うのです、より町としてバックアップをしていただければと。それから、農協の色彩選別機、これはカントリーの色彩選別機だと思うのですが、これ私前からずっと言っていたんです。色彩選別機があれば、カメムシとかそういう着色米をそこではねるとができるわけです。そうすれば、つまりカメムシの消毒をしなくても、つまり減農薬で、つまり特別栽培米ということで来たやつは、その色彩ではなせば良いと。それを前から町の方でもって行って、ようやく入れてくれるようですが、この特別栽培米、これ町長、どうでしょうかね。この特別栽培米を復興、これだけの補助をするということはですね、特別栽培米がやはり必要だという一つの現われなんですよ。だから、1回こうしましたけれども、1俵500円あれしても大した金額ではなく900万円しかならなかったんですから、それで町の農業振興なり、その一緒になれば、だから先ほど色彩の補助金が何なのか聞いたかったのが、そこなんです。だから、そこプラス、その色選を使ってですね、減農薬でカメムシは消毒しないで済んだ、そのお米を特栽培米として、そんなに高くは売れないんでしょうけれども、高くは売れないんだろうけれども売れ残らない。今、産地間競争が激しいんですから、やはり何か付加価値を付けないと、売れないわけですから、そういう訳で、この色選を入れる補助をした、それで特栽培米について、町長どういうふう。私これで質問が出来ませんので、そのこと。だから、1点は、農家民宿の開設リフォームについて6次産業化の観点から、非常にバックアップして欲しいと、内容も含めてですね。だから事業費が幾らずつだったかと、それから農家民宿と、色彩選別特栽培米ということで、私これ以上質問出来ませんので、一つお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 創意工夫プロジェクトですが、2事業をもって647万4,000円の補正要求をさせていただいてございます。今、議員おっしゃったように、1事業については6次産業化推進プロジェクトということで、甚五右エ門芋を活用した6次産業化というそういう方向に進む事業でございます。ご存知の通り、佐藤春樹君が積極的に取り組んでいるものでございますけれども、平成22年に同じ創意工夫プロジェクトにおいて、甚五右エ門芋の生産拡大に向けた、あるいは出荷拡大に向けた補助を1回受けてございます。その追加事業ということで、この度農家民泊に取り組むために、古民間をリフォームしたいということでございます。小川内地区内にごございます現在

廃屋になっているものがございますけれども、それらを活用しながらということございまして、3室5人程度の宿泊可能なものにして行きたいということでございます。合わせて、自宅近くの小屋を改修しまして甚五右エ門芋の加工施設として活用して行くと。そのような事業内容になってございます。補助ベースでございますけれども、甚五右エ門芋の6次産業化につきましては補助ベースで399万9,000円ですね、ということございまして、総事業費としては800万円を見込んでの事業計画でございます。それから色彩選別機につきましては、議員がおっしゃった通り、やはりブランド米の確立というようなことを目指しながら、つや姫、こだわり米の高品位生産に対応していくということございまして、茶米とかカメムシ被害そういうものを取り除いて、1等米比率を高めていくと。合わせて、農協さんの考え方は生産者手取りの拡大、生産者手取りの拡大に結びつけていきたいということでございますので、所謂販売戦略という部分では、この色彩選別機を設置することを機会にしながら、新たな、あるいはもう少し工夫した販売戦略というものを、町も農協と一緒に考えていく必要があると思っております。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 色彩選別機については、十数年前にあったわけですね。その時は試験的に使用して、そのまま返してしまったと。ある村では、数台買って、それがすごく効果的に利用されているというような状況がずっと続いておりました。ようやく購入してやるというような組織になってきたと思っております。こういうことが、時期的に遅かったのだろうと思っはいるところです。また、こういうことで値段的に有利になるというようなこと。または、特別栽培米については、以前は同じ国からのお金でやっていたが、町からは出していなかった。それが、個別補償になって直接農家の人達に、その前に改善があつて農家の人達に直接になるものですから、そういうふうなことが出来なくなって、ゼロにいきなりということではということで、その時に町から出したという経緯で2年間やったわけでありませう。色彩もしながら、または特別ということで値段ですよね。その位やっても値段のところでは有利になっていないというようなことで、もっと販売で頑張ってもらいたいというようなことで、そういった経緯で取りやめ、取りやめというか段階的にやったわけですが、そういう頃、もう少し強化していただければある程度やって行けるのだろうと思っておりますけれども、以前にも出ていますけれども、そういう推移を見ながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。質疑を求めます。9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 同僚議員から数々の質問が出ましたので、若干ですね、足りない部分をご答弁願いたいと思っております。

まず、創意工夫プロジェクトの新事業ですね、民宿をやりたいという方が出たようで、大変安心しておりますし、随分前から当議会でも民宿を奨励したらどうかということで、いろいろな議員からも提案がありました。やっとなんか実現するのかなと思って安心をしているとこ

ろでありますけれども、これは課長、あれですか。リフォーム、民宿を経営するという方は1軒だけなんですか。それ1点とですね。

それから、豪雪による梅里苑の宿泊施設、同僚議員からもいろいろありまして、対策的なことも話がありました。楯長尺から横長尺へというようなことでありますけれども、その他に、この遊具ですよ。遊具の豪雪による破損ということになっておりますけれども、この遊具、平成14年に設置したと私記憶しておりますけれども、それからすると、11年も経過している。やはり耐用年数的にも耐えられなかったのではないかと考えられますし、また、現場の壊れた箇所を見ますと、豪雪でただポキッと折れただけではなくて、中の方が腐食しているんですね、腐食。ということは、ある程度管理に問題があったのではないかと、私は推測するんですよ。ということはですね。10年も過ぎているので、そろそろ新しい物にという考え方が、あなた方現場では無かったのかと思いますし、こうした壊れてから補修というようなことでは、やはりこの5月連休に子供達が大勢梅里苑近くに遊びに来るんですよ。楽しみにして。それでその壊れた遊具を見て、使用禁止だというようなことを見ますと、ガッカリして帰るんですね。ただ、子供達だけでなく父兄の方も来るわけですから、倍の方がガッカリして帰るわけです。こんなことでは、やはり残念過ぎるのではないかと。やはり、そうした遊具なんかも施設管理として、継続性を持たせるために、ある程度年数が経れば更新をするんだという位考えておかないと、壊れて、また補修して、更新とか、そんなやり方ではどうにもならないと思うんですよ。その辺、どうですか。

それから、ちょっと後先になりましたけれども、梅里苑の破損部分ですね、宿泊施設の破損部分。これは保険でどの程度対応になりましたか。お伺いします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 1点目の民泊は1軒だけかという部分ですが、現在のところ1軒でございます。

それから、2つ目、遊具の件でございます。計画的更新が必要なのではないかというお話でございますが、耐用年数はやはり防腐処理はしているものの、して7年から10年ということで、お聞きをしております。ただ、置かれている、設置されている環境にもよるわけでございますけれども、管理の問題についてもご指摘がございましたけれども、やはり近年腐食が著しいという部分もございまして、主要柱については、昨年までそう大きい、まあ腐食があったというご指摘がございましたけれども、崩れるまでの、壊れるまでの状況は確認してこなかったと。ただ、付属の部品と言いますか、所謂細い横木の部分については、やはり腐食もございましたので、一部修理をしながら、あるいは撤去した部分もございます。ただ、安全性を確認しながら全施設を使用させてきたということでございます。柱部分について、破損したというのは今回が初めてでございまして、その要因はやはり今年の冬の大雪だろうと思ってございます。計

画的な更新の必要性という部分についてのご質問でございますので、主要な柱について、これまで大きな損傷は見つからなかったというようなことから、全体的な、あるいは大きな、大規模な補修に踏み切らなかったということでございますが、今回の状況を見れば、やはり主要柱も取り替えないといけない時期になっているし、今回残す部分もある訳ですが、残す部分についても計画性を持って対応していく必要は当然あると思っております。議員ご指摘の通り、5月連休等、土日含めてですね、親子、あるいは家族で大勢の方が訪れております。トロッコに乗って、その合間に遊んで、あるいは売店に行ってソフトクリームを食べてとかですね、家族団らん、非常に楽しい時間をあそこで過ごしていただいているのですが、遊べないというガッカリした声はやはりございました。そんなことを含めて、梅里苑施設一体のイメージダウンにならないような対応策を今後考えて行く必要があるというふうに思っております。

保険について全額対応になるということで、歳入にも見させていただいております。

○議長（佐藤忠吉） 9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 継続的に施設を運営していくということでございますので、やはり十数年前ですね、各地区で遊具で怪我をしたとか死亡したとか、大変大きな事故がありました。そういったことで、町の施設で子どもが遊んでいて怪我をさせたなんていうと、これは大変なことなんですよね。大変なことですよ。そうならないように、管理を十分にしておいて、やはり壊れる前に補修をしながら、新しいものと更新していくということを基本的に考えないと、壊れてからやり、壊れてからやりでは、やはり子ども達に残念な思いを作ってしまうのではないかと思うんです。以前にもありましたでしょ。トロッコ列車、春に動かそうと思ったらレールの敷地が緩んでいてだめだったと。そんなことが数多いんですよ。やはり施設を管理、運営していくということは重要なことだと思うんですけれども、もう少し、町長、そうした管理について十二分に職員に指導するべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長（佐藤忠吉） 町長 井上薫君。

○町長（井上薫） トロッコについては、雪の重みとかあろうかと思えます。また専門的な業者でないと出来ないというようなことで、遅れがちになっているというのは確かに議員ご指摘の通りであります。確かに言われたこともあります。事前に数万円で出来るものが壊れたりとか穴が開いたりというようなことがあろうかと思えます。なかなか定期的に点検という箇所はやってきているところでもありますけれども、再度見直し等を図りながら進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 9番 佐藤一廣君。

○9番（佐藤一廣） 町長からの確な答弁をいただきましたので、課長、よろしいですね。

（「はい」の声あり）

その他の課長もですよ。自分で持っているそうした施設は、十二分に検査をしてもらいたい

と思っております。いかがですか。まず、産業課長一人だけでいい、代表して。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 先ほどの件で誤解を招くとまずいので、確認をさせていただきます。梅里苑の屋根修理についての保険は全額対象になりますということでございますので、ご理解ください。

後、施設管理の徹底でございますけれども、昨年まで学校教育の担当もさせていただきながら、学校の遊具施設等の安全点検等の指導徹底も図ってまいったところでありまして。その経験も生かしながら、十分に管理を行なって行きたいと考えてございます。

（「安心していいですね。」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 引き続き質疑を求めます。質疑ありませんか。2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） 8頁、9頁の産地・ブランド化促進事業費についてお伺いします。この270万5,000円、この補助金の内容等についてご説明を願いたいと思います。それから、8款の道路橋梁費はどこの場所の修理とか工事になるのが2つ合わせてお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 戦略的園芸産地拡大支援事業の内容ということでよろしいですか。これは本年度から名称が変わりまして、昨年度までは活力ある園芸産地創出支援事業ということで取り組んできたものでございました。今回、補正に上げさせていただいた部分については、町の野菜生産組合が取り組む事業でございまして、4部会、4つの部会で事業を計画してございます。枝豆部会においては、ラジコン分銅1台ですね、それからうるい部会におきましてはパイプハウス、今回の制度から大雪型についての取り組みについて補助対象ということで拡充されてございますし、建て込み経費も含んだ補助対象になるということで、生産組織にとっては大変有り難い話になってございます。パイプハウス建て込み込みで1棟、掘り取り機が1台、刈り取り機1台と。それから根みつ葉部会、みつ葉部会ですね、これについては掘り取り機1台ということでございます。それから4つ目のふきのとう部会については、先ほども申し上げたパイプハウス建て込み込みですね1棟、それから掘り取り機が1台というふうになってございます。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長 高橋忠君。

○建設課長（高橋忠） 8款の補正の内容でございますけれども、頁数で10頁、11頁をごらんになっていただきたいのですが、6目の活力創出基盤整備事業費ということで、真室川地区に配備する予定のロータリ除雪者購入費の補正予算でございます。

○議長（佐藤忠吉） 2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） こういう産地・ブランド化促進事業で、これはたぶん入札で業者が決まると思うのですが、入札はどのようにして行われるのか。ややもすると町内の業者をやっぱり優先す

るべきが、町外の業者だけがなっている感じとか、それと農協さんだけで、後その他は町外の業者さんだけになっているとか、そういう経緯もたまたまあるようでございますので、その辺の内容はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 入札についてのご質問であります。事業主体は町の野菜生産組合ということになりますので、入札執行者については野菜生産組合の代表者ということになります。また、指名にあたっては、野菜生産組合が納入可能業者、あるいは過去の納入実績等々を踏まえながら、複数業者を指名してございます。なお、入札の執行にあたりましては、その適正を規するという部分で、産業課長職が立会人として同席してございます。

○議長（佐藤忠吉） 2番 菅原道雄君。

○2番（菅原道雄） ややもすると、なんというかその野菜生産組合の方々の意向だけでやられるというような形があるようですので、町の補助金を使われるという観点から、その辺のところの業者を選定するところも、やはり町でどうしてもそういう業者がいなければ仕方がないのですが、町の業者を優先したらどうかとか、そういうふうなアドバイスは出来ないものか、ちょっとお伺いします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 議員がおっしゃる通り、当然のことながら町内業者育成という視点を持ちながら、事業主体の方といろいろ相談をさせていただいてございます。合わせて、公平性なり、勿論経済性という部分を追求しながら、野菜生産組合に主体を持たせながら事業を執行しているというところでございます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありますか。7番 五十嵐久芳君。

○7番（五十嵐久芳） 大変いろいろな問題を提起していただきまして、私のするところはあまりありません。ただ一つ大変良かったと思って、感じていることがありますので、お話をさせていただきます。

及位中学校の校舎まではいかないのですが、学校の廃校利用です。地元の業者、名前を挙げてしまえば庄司製材ということですので、この点は雇用の面からもすごく期待される内容だと思います。先ほどから、皆さん議員からもありました、この事業が本当に町に定着してくれる会社に育つように、本当に強力な支援をしていただきながら、立派な跡地利用にしてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、誰も聞かなかった、この真室川町商店街活性化事業費補助金、プレミアム付商品券発行事業費補助金、例年ですと9月議会のあたりでこの補助金の予算編成をしていたようですが、今までですと12月、1月で年末年始の商品券の発行でしたが、今回、今の時期に発行するという事は、お盆用にも兼ね合わせて発行していくというような考えでいらっしゃるのか

お尋ねをします。

それから、もう一つ、梅里苑の修理費ですが、先ほど課長は温泉施設の梅里苑の方の雪害の部分に対しては、これ入金になっております816万3,000円の保険がおりしているようですが、遊具を含めて1,400万円かかるわけです。遊具等には、いろんな保険の入り方があると思うのですが、その辺の対応はしていなかったのか。そして、その辺の金額の割合ですね。例えば、あのような一つの遊具等々、トロッコ電車なんか、あれはもう壊れそうになる可能性が大きいと思うんです。あのようなものの保険というのはあるのかなと思うのですが、その辺に対する保険のかけかたですね、それも同時に合わせてお願いします。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 商店街活性化事業費補助金、それからプレミアム付商品券発行の部分ですね。これについては、ここ数年ですとプレミアム付商品券発行の事業は正月を挟んで3月までの使用期限の中で対応してきた経過がございますが、今般、町の商店街協同組合、商店街協働組合からの申し出がございまして、長年地元で頑張っている小売店、事業者が90店程あるのだそうですけれども、そういう地元に着している小売店等の購買力強化を図りたいという組合側からの要望、申し入れがございました。これまで数年、年末のプレミアム商品券を発行してきた中で、所謂地元商店街の皆さんの積極性、自ら取り組むという部分が非常に課題になっていたわけでありまして、今回このような形で、商店街協同組合が意欲的に動いてきたということは、大変素晴らしいことだと思ひまして、町としてはそれに対して支援をしていくという考えでございます。したがって、議員が先ほどおっしゃった通り、商店街の活性化補助金を利用した取り組みについては、夏休み、お盆、それから彼岸を含めての消費拡大に対応して行きたいと。それから、従来のプレミアム付商品券については、年末年始等の購買意欲向上に繋げて行きたいということで取り組んでいるものでございます。したがって、夏から冬にかけて、所謂継続的にそのような対応策を講じることで、商店街の活性化なり、地域経済の活性化を図っていききたいということでございます。

それから、2つ目の保険の部分ですが、遊具については保険会社の規定によるわけでしょうけれども、ご存知の通り、梅里苑の遊具施設はセンター棟があって、そこに滑り台2つ、それからターザンで行くようなロープですね、それからネットを登るような、センター棟に付属するような感じで付いているのですが、センター棟の面積分の保険加入は出来ているのですが、付属している部分の設備については保険対象にならないということで、加入出来ない状況になってございます。したがって、今回は保険の対応にならずということでございます。それから、トロッコについては調べさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） 7番 五十嵐久芳君。

○7番（五十嵐久芳） この真室川町の商店会活性化、プレミアム商品券、その小売店協議会になり

ますか、これは旧真室川町だけになりますか。それ1点。これ全体ではなかったような気がするのですが、その範囲ですね。加入範囲。そして、このプレミアム商品券に対しては、既存で今まで出してきた年末にもまた補正を組みながら出していくと。これ両方の補助制度をもって町の活性化を図っていくという理解でよろしいですか。それ2つだけ聞きます。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 商店街組合の所謂組合員というのは、そう多くはおらないようですね。20店程度ということですが、その商品券を取り扱い出来る、使える商店、事業所は町内全域を対象として90店舗程あると。加盟していない、参画していない商店さんなどもあるそうなんです、商業組合としては組織拡大という部分で、新規加入も合わせて今回促進して行きたいという、大変積極的な考えを示されてございます。なお、大型店舗3店については商業組合の取り組みについては対象外となります。それからプレミアムについて、新たに補正を組んでというお話でしたが、今回補正予算に上げさせていただいておりますので、夏もあり冬もあるんだということ进行全面に出しながら、先ほども申し上げましたとおり、夏から冬に亘って継続的な対応策をとって。今回補正しておりますので、12月にもプレミアムは発行します。補正は今回一緒にさせていただきます。

○議長（佐藤忠吉） 7番 五十嵐久芳君。

○7番（五十嵐久芳） 補助金額が465万円になりますか、既存の中でも前年度は2,000万円ですか、2,400万円の補助金450万円でしたか、手数料利用等々を入れて。同じような金額での商品券補助という形になろうかと思いますが。これ1割だからか、1割でも何でもこの補助の出し方ですが、俺はすごく良かったなという解釈をしたのですが、良いと余り感じられないような答弁になってきたので、そこら辺の継続性、継続性と言うが、期間を長くしただけに留まっているようなのですが、この活性化に本当に繋がるのかと思います。それから、年末年始の12月にやってきたもの以外に、商業協同組合ですか、その部分にもやるということですが、その割合のものはどうなるのでしょうか。3回目なので後聞けないな。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 大変素晴らしい事業であると私的には思っておりますが、説明不足でご理解いただけないのしょうから、もう一度説明させていただきます。今回2つ、夏分に夏期間に行う商業組合に対する助成としての取り組み。それから、従来行ってきた年末年始、冬期間ですね。これは商工会真室川支部が事業主体となるわけですけれども、その2つの予算を合わせて今回要求させていただいております。そのようなことで、商業組合の事業内容については、先ほど申しました通り、組合20店舗で販売して、町内全域90店舗等で使用できるようにして行きたいというのが商店街組合の考え方でございます。なお、大型店3点については対象にはならないということですね。今回販売額面で1,000万円、プレミアムが付きますから購入額面で

は1,100万円となろうかと思えますけれども、500円券11枚綴りを1冊として、5,000円で販売をすると。10%のプレミアムでございます。そのようなことで、7月中に発売してまいりたいということで、今回相談を受けて補正予算の要求となったところであります。それから、従来のプレミアム、冬期間のプレミアムについても率を10%で統一して欲しいと。ただいままでの2,000万円の2割でしたけれども、それを1割にして3,000枚に拡大して欲しいと。所謂町民の皆さんに広く行き渡るといふか、広く買っていただけるような、そういう制度に変えていきたいという申し出がございまして、今回10%の3,000万円で対応して行きたいということで、補正予算の措置をさせていただいておりますので、是非ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤忠吉） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） ここで、会議を閉じ休憩いたします。会議の再開を2時25分といたします。

（午後 02時07分）

（休 憩）

（午後 02時25分）

○議長（佐藤忠吉） 休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（佐藤忠吉） **日程第6**、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

○議長（佐藤忠吉） はじめに、総務文教常任委員長より説明を求めます。総務文教常任委員長 外山正利君。

○総務文教常任委員長（外山正利）

平成25年6月5日

真室川町議会議長 佐藤 忠吉 殿

総務文教常任委員長 外山 正利

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項 町内所管事務調査

(1) 日 時 平成25年7月1日(月)～2日(火) 2日間

(2) 目 的 調査事項を特定し、所管に属する事務調査

(3) 事件内容

①町立3小学校・真室川中学校及び町民体育館の現状

②町立真室川病院(新医師配属後)及び診療所の診療状況

③有事の際の防災対策(避難所及び消防小屋の機器整備等)の状況

(4) 調査委員 本委員会所属委員全員

2. 調査事項 県外先進地視察研修

(1) 日 時 平成25年7月8日(月)～9日(火) (1泊2日)

(2) 目 的 委員の資質向上を図り識見を高めるための先進地視察研修

(3) 事件内容

①新潟県小千谷市「未納徴収体制について」

②同 県新潟市東区「新潟 雪国型メガソーラー発電所」

③同 県新潟市東区「産直施設の取り組み状況」

(4) 調査委員 本委員会所属委員全員

3. 調査事項 郡内及び町内先進地視察研修に係る検討会議の開催

(1) 日 時 平成25年7月～平成25年8月中

(2) 目 的 郡内における先進的事業の取り組み及び町内農家等の事業経営を視察する内容の検討会議を開催

(4) 調査委員 本委員会所属委員全員

以上ご審議をお願いしたいと思います。

○議長(佐藤忠吉) つづいて、産業福祉常任委員長より説明を求めます。

○産業福祉常任委員長(大友又治)

平成25年6月5日

真室川町議会議長 佐藤 忠吉 殿

産業福祉常任委員長 大友 又 治

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 調査事項 町内所管事務調査

(1) 日 時 平成25年7月4日(木)～5日(金) 2日間

(2) 目 的 調査事項を特定し、所管に属する事務調査

(3) 事件内容

- ①ひまわり農場の経営状況
- ②町道栗谷沢・畑野線の現状
- ③町内家屋倒壊の現状
- ④まむろ川温泉梅里苑チップボイラー設置事業
- ⑤町道糸出・東町線拡幅状況
- ⑥像獅子災害防除事業の現状
- ⑦橋梁長寿命化計画の現状(田代橋)
- ⑧認知症施策総合推進事業の取組み
- ⑨旧及位地区水害対策の現状
- ⑩ヤナの設置効果、現状

(4) 調査委員 本委員会所属委員全員

なお、調査事項2、3につきましては、総務文教常任委員長から申し出がありましたので、私の方からは省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐藤忠吉) つづいて、議会広報常任委員長より説明を求めます。

○議会広報常任委員長(五十嵐久芳)

平成25年6月5日

真室川町議会議長 佐藤忠吉 殿

議会広報常任委員長 五十嵐久芳

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 名

議会広報第123号の調査及び編集、発行について

以上です。

○議長（佐藤忠吉） お諮り致します。

ただいまの各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第7**、委員派遣承認要求の件を議題とします。

○議長（佐藤忠吉） お諮り致します。

各委員長から会議規則第74条の規定によって、お手元に配りましたとおり、委員派遣承認要求がありました。委員派遣承認要求のとおり派遣することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、議会広報常任委員長からの委員派遣承認要求のとおり、派遣することに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第8**、議員派遣の件を議題とします。事務局から説明させます。

○事務局長（阿部千代子） それではお手元の議員派遣を読み上げて説明させていただきたいと思えます。

平成25年度、議員派遣。次のとおり議員を派遣する。項目、期日、場所の順でご説明申し上げます。

町校長会との行政懇談会、6月26日（水）、イベントハウス遊楽館。町農業委員会との行政懇談会及びスポーツ交流会、7月26日（金）、役場会議室、町民グラウンドゴルフ場、古河市議会議員との交流会、8月3日（土）～4日（日）、古河市。

以上でございます。

○議長（佐藤忠吉） お諮り致します。

ただいま説明がありました議員派遣について派遣することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣のとおり、派遣することに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） これで本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第2回真室川町議会定例会を閉会します。

大変、ご苦労さまでした。

(午後 02時35分)